

「未来につなぐ相続登記」～相続登記はお済ですか～

相続した不動産（土地・建物）についての相続登記（名義変更）は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

長い間、相続登記をしないで放置していたために、相続人が死亡してしまい、相続権のある人が次第に増え、遺産分割の協議がまとまりにくくなってしまふことがあります。

相続登記は、登記をしなければ罰せられるというものではありませんが、放置することは、自分の子どもや孫に手間と費用をかけさせてしまう結果となります。

また、相続登記をしていないと次のようなさまざまな問題が発生することがあります。

- 土地を売って現金化したいが、土地の名義が曾祖父名義になっていてすぐに所有権移転登記ができない。
- 空き家を有効活用したいが、所有者が分からず交渉できない。
- 森林の所有者が分からず、山が荒廃している。
- 用地売買の話があったが、相続人間で争いになった。
- 所有者との連絡が取れず、災害復旧などの緊急性のある工事が遅れる。

トラブルを未然に防ぐためにも、早めの相続登記をしましょう。

【お問合せ】 青森地方法務局むつ支局（登記相談は予約制） ☎ 23 - 3202

ごみ削減にご協力をお願いします！

下北一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」は、9月23日(日)から10月12日(金)の間(予定)、機器保全に係る点検および修繕により、ごみ処理ができません。

そのため、ごみピットに貯留しているごみを計画的に処理し、受入体制を整える必要があります。

夏の、水分の多い生ごみや草木の搬入が増加したため、通常よりも処理に時間と燃料をかけている状況にあります。無駄な水分やごみを減らすため、住民・事業者のみなさんは次のことにご協力をお願いします。

①生ごみの水切り

三角コーナーや水切りネットを使って生ごみの水気をきりましょう

- 生ごみの約8割は水分による重さです。きちんと水気を絞ればごみの重量だけでなく燃やす際のエネルギーも減り、節約になります。
- 野菜くずや果物の皮は新聞紙に乗せて室外の風通しの良いところに置いておくと早く乾燥します。

②事業者からの草木の搬入について

- 刈った直後の草木は、水分を多く含み、非常に燃やしにくくなります。乾燥させれば燃やしやすいだけでなく、搬入回数や手数料も減ります。天日に2～3日乾燥させてから搬入しましょう。

③事業系ダンボールの資源化について

- 以前から段ボールについて、資源ごみとして搬入するよう指導してきましたが、最近ごみピットに段ボールが散見されるようになりました。すべてが事業者からの搬入とは考えておりませんが、事業者からの搬入は大量となるケースがほとんどです。排出の際は資源ごみとして排出しましょう。

【お問合せ】 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎ 33 - 8851
住民福祉課 住民係 担当：竹内